

令和2年度 農業労賃標準額表

令和2年 4月1日 ～ 令和3年 3月31日まで(適用)

農家の皆さん、本年度の農業労賃の標準額を次のとおり定めました。

お互いにこの賃金を標準に、明るい雇用関係を結びましょう。

※ この標準額は1日実働8時間とし 賄いなしの賃金です。

※ 超過時間給とは 残業した場合の1時間当りの賃金額を示しています。

※ 岩手県最低賃金（令和元年10月改定）は、時間額 790円です。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払うことが必要です。

**『農業機械の点検整備を行い、
事故防止に努めましょう。』**

1 水田作業

作業区分	単位	標準額（円）	超過時間給（円）	摘要
田植準備	1日当り	6,400	1,000	
田植・稲刈・脱穀	1日当り	6,400	1,000	

2 畑・果樹作業

作業区分	単位	標準額（円）	超過時間給（円）	摘要
畑作業全般	1日当り	6,400	1,000	
果樹作業	1日当り	6,400	1,000	
果樹剪定作業	1日当り	8,900	1,390	技術作業等

3 草刈作業

作業区分	単位	標準額（円）	摘要
草刈作業	1時間	1,850	刈払い機（機械・燃料込み） （振動障害防止のために30分以上の連続作業はせず、こまめに休憩をとること。）

4 山林作業等

作業区分	単位	標準額（円）	超過時間給（円）	摘要
造林関係作業全般	1日当り	11,100～ 6,500	1,734～ 1,015	地拵え、植付け、 下刈、除間伐等 刈払機・燃料込み
チェーンソー作業	1日当り	12,100	1,890	機材・燃料込み
椎茸植菌収穫作業	1日当り	6,400	1,000	

5 機械作業請負

作業区分		単位	標準額 (円)	摘要
畦ぬり		1m当り	50	
耕起		10a当り	5,900	
代かき		10a当り	6,500	均平作業まで
耕起から代かきまで 一貫作業		10a当り	12,400	
田植		10a当り	6,500	植付けのみ
稲刈	バインダー	10a当り	5,900	結束ひも付きは千円加算
	コンバイン	10a当り	15,800	モミ運搬費別・隅刈なし・結束なし
脱穀	ハーベスタ (移動式)	10a当り	6,900	モミ運搬費別
刈取りから乾燥 までの一貫作業		10a当り	26,600	コンバインによる刈取り・乾燥 (玄米収量 480kg/10aで算定)

6 モミ調製作業

作業区分	単位	標準額 (円)	摘要
モミ乾燥	30kg当り	500	水分20%基準・乾燥モミ 30kg当たり (コンバイン袋 概ね1袋分)
玄米調製	30kg当り	350	玄米 30kg当たり

7 作業時間及び休息時間の区分

	作業時間 (午前)	休憩 (昼食)	作業時間 (午後)
4月1日～9月30日	8:00～12:00	1時間30分	13:30～17:30
10月1日～3月31日	8:00～12:00	1時間	13:00～17:00

※ 午前・午後とも中間に20分(前期)から15分(後期)程度の休憩時間を取りましょう。

釜石市只越町三丁目9番13号(釜石市役所第三庁舎三階農林課内)

釜石市農業委員会 電話 22-0166